

研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について

(研究活動の公正性の確保)

○「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月:文部科学大臣決定)において、研究活動の公正性の確保について、以下のような考えを提示している。

- ・ 科学研究における不正行為は、真実の探求を積み重ね、新たな知を創造していく営みである科学の本質に反するものであり、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒涇するものであって、許すことのできないものである。厳しい財政事情にもかかわらず、未来への先行投資として、国民の信頼と負託を受けて国費による研究開発を進めていることから、研究活動の公正性の確保がより一層強く求められる。
- ・ 研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。研究活動における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。
- ・ 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。これらのことを個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。
- ・ 不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。自律・自浄作用の強化は、例えば、大学で言えば研究室・教室単位から学科・専攻、更に学部・研究科などあらゆるレベルにおいて重要な課題として認識されなければならない。このような研究者の自己規律を前提としつつ、科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じて、人類共通の知的資産の蓄積過程に対して、品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。その際、若手研究者を育てる指導者自身が、この自律・自己規律ということを理解し、若手研究者や学生にきちんと教育していくことが重要であり、このこと自体が指導者自身の自己規律でもある。

○上記「ガイドライン」では以下の行為を不正行為としている。

- (1) 捏造: 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん: 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

- (3) 盗 用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

(研究費等の適正な使用)

○研究費の不正使用は許されない。派遣先では、日本の使用ルールと異なる場合も考えられるため、受入研究機関において確認し、適切に使用する必要がある。

○また、本会が支給する往復航空賃及び滞在費・研究活動費について、例えば、次の様なケースは不適正な使用とする。

- ・ 海外特別研究員事業と同種の資金を他から得ているにもかかわらず、本事業を故意に受給し続けている
- ・ 派遣期間を偽って申請し、派遣されていない期間の滞在費・研究活動費を受給する
- ・ 実際に購入した航空券より高い運賃を請求し、差額を受給する
- ・ 一時帰国や派遣期間短縮をしたにも関わらず、手続きを故意に行わず、滞在費・研究活動費を返納しない

(不正が認定されたときの扱い)

○論文等において不正が認定された場合は、競争的資金等の返還に加えて、認定された年度の翌年度から最長10年間、競争的資金等への申請が制限されることがある。

○不正行為が認定されたときの措置の対象者は以下の者が該当する。

- (1) 不正行為に関与したと認定された者
- (2) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

○研究費の不正使用が認定されたときの措置の対象者は以下の者が該当する。

- (1) 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
- (2) 偽りその他不正な手段により研究費の交付を受けていた研究者及びそれに共謀した研究者
- (3) 不正使用に直接関与していないが、善良なる管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者

○日本学術振興会のみならず、文部科学省及び他府省の所管の競争的資金を活用した研究活動に不正行為があった者による申請も、他府省等が行う不正行為の認定に応じて同様に取り扱うものとする。

上記内容の全てについて確認しました。

令和 年 月 日

受付番号

(自署)